平成２４年（フ）第７７０号
熊本市中央区国府４丁目９番20号　グリーンハウスカトレア12号
破産者　西村　敏子
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
熊本市東区戸島西２丁目２番６号
破産者　坂口　典志
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４号
北海道虻田郡洞爺湖町青葉町33番地51　コーポヴェルフーユ201号、前住所北海道虻田郡洞爺湖町本町53番地２
破産者　近藤　　亨
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
宮城県角田市横倉字山崎45番地　横倉住宅72号
破産者　榎並　秀夫
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第２２４８号
横浜市西区南浅間町31番地11　洪福寺ビル301号
破産者　藤本盛慈こと　ＬＥＥ　ＪＩＪＡＥ　李　　止載
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４５号
横浜市旭区東希望が丘208番地34
破産者　彦坂　基延
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
横浜市神奈川区二本榎27番21号　第２かじわら荘５号
破産者　米田ジェニーこと　ＹＯＮＥＤＡ　ＪＥＮＩ　ＢＵＤＩＹＡＮＴＩ
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５５号
新潟県村上市若葉町14番30号
破産者　須貝　定志
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ルの50番地２、住民票上の住所石川県金沢市北安江１丁目６番19号
破産者　赤川和貴夫
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第７０号
山梨県上野原市新田391番地　安藤アパート７
破産者　岡本　公子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
静岡市駿河区さつき町７番15号
破産者　石川　美香
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１２号
静岡県浜松市中区海老塚１丁目９番1206号　ハイレジデンス浜松、前住所静岡県浜松市中区葵西２丁目19番19号
破産者　永井　一男
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目32番21号、開始決定時の住所静岡県浜松市北区細江町中川813番地の19
破産者　中田　敬子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第９５５号
京都市左京区吉田二本松町55番地
破産者　中島タケ子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５２号
京都府京丹後市久美浜町351番地
破産者　中出　　敏
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第５３号
京都府京丹後市久美浜町351番地
破産者　中出美佐子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１２３号
松江市東奥谷町40番地６
破産者　竹内　洋介
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５２号
広島市西区庚午南１丁目２番28―613号　庚午ハイツ
破産者　江森　垣也
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部